

都市研究 第8号(2008)

■フォーラム論文・特集2「都市と観光」

35頁～49頁

## イギリスにおける観光政策 —ノッティンガム市の事例—

根田克彦(奈良教育大学教授)

### I. はじめに

第二次世界大戦以降、イギリスは鉄鋼業・製造業など従来の基幹工業が衰退し、高い失業率に悩まされた。1970年代末以降、イギリスは衰退した従来の工業が衰退した市街地の再生のために、新たに小売業やサービス業の立地を促進した。イギリスでは1980年代に規制緩和により多数の大型店の開発がなされたが、その際に工場跡地などのブラウンフィールドを再生することが重視され、農地や緑地を蚕食する開発は拒否される傾向にあった。日本では1990年代以降における規制緩和により、大型店やレジャー施設が多数立地したが、企業が立地場所として比較的自由に農地・緑地を選択できた点がイギリスと異なる点である(根田、2008)。すなわち、イギリスでは衰退した市街地を再生する重要な機能の一つとして観光産業を位置づけ、その開発を進めてきたのである。

本研究では、イギリスの観光産業の政策とその都市レベルにおける実態を紹介したい。事例としたのは、イングランド中部の地方中都市、ノッティンガム市である。ノッティンガム市はイースト・ミッドランズ地域の経済的・行政的中心都市であり、その行政域の人口は26万6988人(2001年センサス)である。なお、イギリスは連合王国であり、法律体系はそれぞれの国ごとに異なる。以下では、ノッティンガム市が存するイングランドのみを対象とする。

イギリスにおいて、観光は、世界観光機構(World Tourism Organization, WTO)の定義に従って、以下のように定義される。すなわち、「レジャー、ビジネス、その他の目的のために、日常の環境の外に移動し、滞在する人々の活動と定義される。それは年間を通じての日常的活動ではない。また、宿泊をともなわない行動も含む」のである(Department for Communities and Local Government, 2006)。この定義によると、観光行動は、日常的に行う通勤、通学、買物トリップ以外のすべての外出行動を含むことになる。そのため、観光を支える産業は、非常に多岐にわたる。第1に、観光行動が非日常的行動であることから、その中にはレジャー行動ばかりではなく、業務行動、日常的ではない買物・飲食行動も含まれるのである。そのため、観光施設として、遊園地、テーマパークなどの観光アトラクション以外に、博物館、美術館などの公共施設、スポーツ活動を支える競技施設、ビジネス活動の場となる会議場、展示場、買物・飲食活動の場となる、小売店・飲食店、歓楽施設などが含まれることになる。さらに、宿泊をともなう場合、宿泊施設は重要な観光施設であり、移動を支える交通機関も重要な観光施設となる。すなわち、観光産業は、多くの産業にまたがる複合的な特徴を有する。

観光関連産業は、イギリス全国のGDPの6.4%を占め、重要な外貨獲得手段である(Department for Communities and Local Government, 2006)。また、それらの雇用人口は全労働人口の7.7%を占め、その80%がロンドン以外の場所での雇用である。観光産業の主体は中小企業であり、新たな産業の育成の場としてインキュベータとしての機能も有する。この点で、観光は、非大都市圏の地方自治体における経済的再生に対して、非常に有益な存在である。

イギリスにおける観光統計によると、2006年にイギリス全体の宿泊をともなう国内旅行は1億2600万トリップあり、2億1000万ポンド(約4億2000万円)が支出された。そのため、1トリップ1泊あたりの支出

額は52ポンド(約10,400円)にすぎない(VisitBritain, VisitScotland, Visit Wales and Northern Ireland Tourist Board, 2007)。目的別にみると、宿泊トリップの内81%がレジャー目的であり、ビジネス目的は16%である。宿泊トリップの交通手段の75%が自家用車利用であり、イギリスでは公共交通利用の観光は少ない。なお、旅行前に宿泊先を予約する割合は、45%のみである。

イギリスにおいて利用される観光地と宿泊日数を示したのが、表1である。観光地としてもっとも利用されているのは大都市であり、小都市への観光も含めると、アーバンツーリズムは全観光トリップの63%ほどを占める。宿泊日数では1泊のみが全体の3分の1を占め、トリップごとの平均宿泊日数は、3.17日である。

なお、イギリスは日本と同様に、観光における国際収支が大幅な赤字を抱えており、2006年ではイギリス住民による海外旅行支出額(631億ドル)は、UKにおける外国観光客の支出額(328億ドル)の3倍近い。一方イギリスにおける旅行消費額のうち、外国人観光客からの収入は18%程度である(国土交通省、2008<sup>2)</sup>)。なお、イギリスでは海外からの観光客の73%が、歴史的建造物を訪問する(English Heritage, 2000)。すなわち、イギリスにおいて、都市における歴史的景観は観光の重要な要素である。

表1 イギリスにおける主要利用観光地とトリップごとの宿泊日数

観光地	構成比(%)	宿泊日数	構成比(%)
海岸	21	1泊	30
大都市	39	2-3泊	41
小都市	24	4泊以上	28
農村・村落	19	平均宿泊日数	3.2泊

出所：VisitBritain, VisitScotland, Visit Wales and Northern Ireland Tourist Board (2007) "The UK tourist Statistics 2006", <http://www.tourismtrade.org.uk/MarketIntelligenceResearch/DomesticTourismStatistics/UKTS/UKTS.asp> 閲覧2008年8月30日。

## II. イングランド政府の観光政策

### 1. 観光政策にかかわるイギリスの政府と地方自治体構成

イギリスでは、1969年に制定された観光振興法(Development of Tourism Act 1969)において、観光産業の育成がイギリスの公共政策として必要であることが明記されている。この法律では、北アイルランドを除くブリテン島全体の観光産業の育成に責任を持つ英国観光局(British Tourist Authority)と、ブリテン島の中でスコットランドとウェールズを除くイングランドのみのツーリズム産業の振興に責任を持つ機関として、イングランド観光委員会(English Tourist Board)が示されている。しかし、2003年に両組織は統合され、英国観光庁(VisitBritain)となり、それはブリテン島全体の観光振興を統括する組織となった(VisitBritain, 2007)。英国観光庁の委員8名の内、5名は「文化・メディア・スポーツ省(Department for Culture, Media and Sport)」の指名である。さらに、英国観光庁以外にも、イングランドのための観光戦略の形成、開発、管理、実現を監督して、英国観光庁に勧告する責任があるEngland Marketing Advisory Board、ホスピタリティ産業の人材を育成するための組織としてSector Skills Council for Hospitality, Leisure, Travel and Tourism (People 1st)などがある。

英国観光庁に資金を提供し、イギリスの観光計画を策定するのは、文化・メディア・スポーツ省である<sup>3)</sup>。文化・メディア・スポーツ省は1999年に「明日の観光：新しいミレニアムのための成長産業」との名称の観光産業育成のための指針を発行し(Department for Culture, Media and Sport, 1999)、さらに、2002年に1999年版の指針を改定した「明日の観光、現在」を発行した(Department for Culture, Media and Sport, 2002)。なお、これらは観光に関する政府の政策の方針を示した指針であり、法律ではない。

なお、観光産業の育成に関係するのは、文化・メディア・スポーツ省だけではない。観光産業は、商品と人の移動と密接に関係するので、交通インフラストラクチャを整備する交通省も交通計画の点で観光産業と

密接に関係し、農村や山林などでの観光施設の開発に関しては、自然保護と農村の開発を管理する環境・食料・農村省と関係する。その中で、主として都市部での観光産業の開発に深く関係するのは、イングランドの国土計画と都市計画を管轄する「コミュニティと地方政府省 (the Department for Communities and Local Government<sup>1)</sup>)」である。

上述のように、観光施設は富と雇用を生む重要な経済活動であるが、注意深い管理がなされない場合、観光施設は、それらが立地する契機となった観光資源(世界遺跡、自然・歴史的景観)そのものを損なう可能性があるため、イギリスでは、観光施設の開発場所、規模、デザインなどが土地利用計画政策の枠組みで慎重に制御される。コミュニティと地方政府省は、土地利用計画政策の観点から、観光施設の立地に関する指針を作成している。その政府の指針は、1992年に発行された「計画政策指針ノート (Planning Policy Guidance note) 21: 観光 (PPG21)」であり (Department of the Environment and Welsh Office, 1992)、それは2006年に改訂されて、「観光計画に関するグッド・プラクティス・ガイド」となった (Department for Communities and Local Government, 2006)。

また、イングランドはロンドン大都市圏を除くと、8地域に区分されており、それぞれの地域の経済開発に責任を持つ地域開発庁 (Regional Development Agency, EDA) は、各地域の観光産業の発展戦略を作成する必要がある。観光産業の立地は、コミュニティと地方政府省が発行する指針に基づき各地域の地域計画局 (Regional Planning Body) が作成する土地開発を規定する指針である地域空間戦略 (Regional Spatial Strategy) に基づき決定される。

さらに、各地域内で日本の市町村に相当する地方自治体が、それぞれの観光計画を策定する必要がある。地域レベルと同様に、観光施設の配置に関する市町村の指針は、開発計画の一種であるローカルプランや総合開発計画と呼称される<sup>5</sup>。ローカルプランは、国家の土地利用に関する指針と地域レベルの地域空間戦略に従う必要がある。さらに、各市町村は観光情報センター (Tourist Information Centre) のネットワークを作成し、観光に関係する民間組織とパートナーシップを持つ必要がある。

このように、イギリスの観光政策は、次のような構成を示す。すなわち、国家レベルでは、産業の育成の指針と、産業を実際に空間的に配置する土地利用計画の指針の二つの面から中央政府の指針が作成される。観光施設の開発に許可を与える基準となり、観光施設の配置を規定するのは、土地利用計画に関するイングランド政府の指針である。それら国家の政策枠組に従って、地域レベルと市町村レベルでそれぞれのツーリズム産業に関する指針が作成される。さらに、国家、地域、市町村の各段階で、民間・非営利組織がツーリズム産業の育成に深く関わっているのである。以下では、イングランド政府の観光振興にかかわる指針と観光施設の配置計画にかかわる指針に関して順に概略する。

## 2. イングランド政府の観光政策

観光産業の振興を管轄する文化・メディア・スポーツ省は1999年に発行した「明日のツーリズム：新たなミレニアムのための成長産業」において、政府が観光に関する戦略を作成する理由を次のように述べている。それは、1) 観光産業は多種多様な種類の産業から構成されるので、観光産業全体を見通す能力が欠如すること、2) 季節周期的であり年間をつうじて需要がないこと、3) 全体的なデータの欠如から市場情報が欠けること、4) 交通・都市インフラストラクチャに依存すると同時に、それに悪影響を及ぼすこと、があるからである。また、市場の失敗による観光産業の衰退を食い止める必要もある。

さらに、それらの観光産業の振興に関して、イングランド政府とイングランドの各地域、そして市町村の役割を示している。政府に関しては、イングランドの土地利用計画の根本的原理であるサステイナブルな開発に即した観光振興政策の立案が必要となる。それは、以下の4つの目標に従う必要がある。すなわち、1) 全ての人の必要性を考慮した社会進歩、2) 環境の効率的な保護、3) 自然資源の慎重な利用、4) 高く安定したレベルの経済成長と雇用の維持である。政府は、サステイナブルな観光開発を誘導して、革新的で効率的な観光産業を促進し、良質な労働者を育成するための戦略を作成し、観光に関する統計を充実してそれを分析することが強調されている。地域レベルでは、各地域の経済開発に観光が寄与できるように、地域再

生事業としての持続可能な観光開発を促進するのである。観光産業を都市再生・経済再生に有効的に活用する必要がある。さらに、市町村レベルでは、いっそう具体的な観光開発のための戦略を作成することになる。すなわち、観光需要を評価して観光施設の開発場所、規模、デザインなどを持続可能な開発の指針に即して検討することとなる。また、観光戦略を形成してそれを実行する際に、民間・政府関係の種々の組織と連携をとることが必要である。

さらに、2002年に刊行された、イングランドのツーリズムに関する新たな指針は、1999年の指針の基本路線を踏襲しつつも、海外観光客のさらなる増加と、インターネットの活用を奨励している。

### 3. 観光施設の土地利用計画指針

イングランドで土地利用計画に関する指針は、「コミュニティと地方政府省」により作成される。観光に関しての指針は、1992年に刊行された「計画政策指針21：観光（PPG21）」と、それが改訂された2006年の「観光のための計画に関するグッド・プラクティス・ガイド」である。これらの指針は、地域と地方自治体はそのエリアの観光施設の開発と将来の配置パターンに関する指針を作成する際の基本的な方針を示すものであり、市町村が観光施設の開発許可を審査する際の基準を示すものである（Cullingworth and Nadin, 2006）。

#### (1) PPG21の観光開発指針

1992年のPPG21では、都市と村落双方における観光産業を、地域政府と地方自治体がいかに配置・振興していくか、その一般の方針が示されている。PPG21では、ツーリズムが都市と村落に経済効果と雇用効果をもたらすと同時に、ツーリズムがそのエリアの歴史・自然環境の質に左右されるので、都市の歴史的景観と自然景観の保護にも寄与し、それが市民の地域に対するアイデンティティを向上することになる。また、ツーリズム施設は観光客ばかりではなく、市民の利用にも供するものである。そこでその開発に際しては、徒歩・公共交通機関の利用を促進することが必要であり、障害者を含むすべての人々にとっての近接性を確保するためのデザインが必要である。PPG21では、観光開発に関して、イングランド政府、地域、カウンティ、市町村それぞれの役割を示している。

地域レベルの土地利用計画の指針である地域計画指針（RPG）では、15-20年間の地域レベルで重要なツーリズム開発の計画を示す必要がある。各地域のツーリスト委員会が地域政府にそれが作成される際に助言し、さらに作成された後の運営が任せられる。

日本の市町村に相当するローカル自治体は開発許可を決定する主体であり、開発許可を決定する際の重要な基準となるものが開発計画である。市町村は10年後をめどとする土地利用計画を開発計画に示し、それに基づいて施設・交通機関の整備を行う。すなわち、市町村は開発計画に示されていない開発申請に対して許可しない権限を持つのである。観光活動は、他の土地利用との関係でその配置を計画する必要がある。市町村は将来の観光需要を評価し、それに基づいて開発ビジョンを開発計画に示す必要がある。観光施設の開発許可を与える際には、その規模、アクセス、景観に対する影響、営業時間などの条件を規制する必要がある。

なお、歴史的景観は重要な観光資源であり、歴史的景観保全は観光産業の整備に非常に密接に関わる。それは、歴史的建造物が、博物館、ホテル、ショッピングセンターなどのような観光施設として利用できるからである。さらに、破棄された工場・倉庫など歴史的建造物を観光施設として再利用することにより、衰退したエリアを新たな産業で再生することにもなる。しかし、景観的に優れた場所での開発は、いっそう規制されるべきであり、イングランド政府による歴史的景観に関する土地利用計画の指針である計画政策指針ノート15「計画と歴史環境」（PPG15）（Department of the Environment 1994）との連携が必要である。

ホテルの開発許可は市町村の開発計画にしたがって与えるかどうかを検討するべきであり、ホテルは自由に立地場所を選択することはできない。大規模ツーリズム施設の建設の際には、環境評価が必要となる。PPG21では、住宅地域で許可される小規模宿泊施設と、会議室や宴会場を持つホテルとを区別しており、後

者は商業・レジャー施設の集積地として設定されたエリア(すなわち中心市街地)が適切であることを指摘する。ホテルの開発に際して、立地のタイプ、環境への影響、デザインの質的面が審査される必要がある。その周辺環境との調和を考慮して、さらに騒音・交通量などを検討する必要がある。ホテルの開発許可を与える場合には過度に大きくならないように注意する必要があることが示されており、市町村が観光需要に即して建設されるべきホテルの規模を決定する権限があることを示している。

ホテルの駐車場の大きさの基準は、開発計画に設定することが必要となる。また、特に団体客のための乗り入れと待合のスペース、車の出入りによる渋滞の可能性も、開発許可の際に審査すべき項目となる。屋外広告も同様の扱いが必要である。

## (2) グッド・プラクティス指針

観光施設の開発計画に関するグッド・プラクティス指針は2006年に刊行され、PPG21を改訂したものである。グッド・プラクティス指針では、基本的にPPG21に示されているイングランド政府の観光開発に対する基本的な指針を踏襲しているが、特に中心市街地での開発、公共交通機関と結びつく開発を奨励している。ただし、キャンプのような自家用車でのみアクセス可能な観光地の開発も認めている。なお、大規模なホテルの開発に関しては、既存のセンターが優先されるべきとの連続的アプローチが適用される必要がある(Office of the Deputy Prime Minister, 2005<sup>6</sup>)。さらに、地域と市町村が開発計画を作成・改訂する際に考慮すべき実践的な勧告が示されている。

地域と市町村の観光開発に関する役割も、基本的にPPG21のそれを踏襲する。すなわち、地域レベルでは地域空間戦略において、15-20年間の観光戦略を作成するが、地域空間戦略以外にも観光のみを単独で扱うか、経済開発の一部として観光に関する指針を作成してもよい。

市町村レベルの開発計画では、将来の観光需要の評価に基づき、主要な観光施設を配置する場所を示す。特にあるエリアにおいて巨大な開発を行う場合、補完的計画文書もしくは開発ブリーフの形態で、観光開発を推進するエリアの指針を作成する必要がある。また、観光施設の配置を計画する際には、市場の需要、環境への影響、公共交通との近接性が重要視される。すなわち、観光需要を鑑みて、その需要を満たす適切な場所に適切な規模の施設を配置する必要があり、開発計画でその場所を確認し、環境、景観、道路交通などに悪影響を与えない開発の形態に関する詳細な指針を作成する必要がある。それにより、都市外からの観光客ばかりではなく、都市内のコミュニティに雇用と経済的利益、さらに景観を保全しコミュニティの環境を守る観光開発を実現できるのである。また、ホテルが持つ駐車場の最大規模の基準は、市町村の開発計画で定められる。最大駐車場の設定は、不必要に自動車トリップを発生させないための措置である。

## Ⅲ. イースト・ミッドランズ地域の観光政策

ノッティンガム市が存するイースト・ミッドランズ地域の開発計画は、2005年に刊行された「イースト・ミッドランズ地域のための地域空間戦略(RSS8)」である(Government Office for the East Midlands, 2005)。2005年版のRSS8は、2021年までのイースト・ミッドランズの空間戦略を示したものである。地域の観光振興政策に関しては、2003年に「観光地、イースト・ミッドランズ：イースト・ミッドランズ観光戦略2003-2010年」(East Midlands Development Agency, 2003)とそれを改訂した「観光客経済を構築する：イースト・ミッドランズにおける観光客経済とツーリズムの影響を最大化する戦略計画2008-2011年」が2008年に刊行された(East Midlands Development Agency, 2008)。それらを発行したイースト・ミッドランズ開発庁(East Midlands Development Agency, emda)は、地域の経済開発に関する空間戦略を作成する役目を担うもので、1999年に設置された。

イースト・ミッドランズ地域において、2001年に観光産業は地域のGDPの3.5%を占め、観光関係の事業所は3万、雇用数は20万人ほどであり地域の重要な産業の一つである(East Midlands Regional Assembly, 2006)。しかし、この地域の観光客の90%が日帰り観光客であり、トリップごとの平均支出は10ポンドにすぎない。イースト・ミッドランズにはThe Peak District National Parkとthe Lincolnshire Wolds AONBのような、

豊かな自然景観に恵まれた観光地が多い。しかし、全国的レベルの吸引力を持つ観光地は、イースト・ミッドランズ地域に不足しており、特に、都市の観光地が少ないのが特徴である。このように、イースト・ミッドランズ地域の観光の特徴は、農村部における日帰り観光であり、トリップごとの観光支出が少ないことと、自家用車に依存する観光行動が主体であることが課題である。

## 1. 地域の観光戦略

イースト・ミッドランズ地域では、イースト・ミッドランズ開発庁(emda)が、地域のための経済開発戦略を作成している。以下に示す2008年版の観光戦略は、2005年版経済開発戦略(East Midlands Development Agency, 2005)の目標に従うものである。そこでは、観光に関して以下の目標が設定される。すなわち、1999年にGDPの3.5%であった観光客の支出を、2010年までに4.5%に上昇することと、宿泊客を増加させ、付加価値を高めることである。一方、2008年版の観光戦略では、2005年版地域経済開発の観光の目標である、1)観光客の増加により地域経済にいつそう寄与し、2)地域の施設の質と労働力の技術の向上により、地域の観光経済に関するビジネスの生産性を上昇することを実現するための観光戦略を示している(East Midlands Development Agency, 2008)。

ノッティンガム市に関することでは、以下のことが指摘されている。ノッティンガム市は国際的に重要な都市として認められており、レース産業と買物の町として全国的に有名である。ノッティンガム市の美術館は年間62万人の観光客を集め、伝統的な観光施設として、登録建造物であるノッティンガム城などがある。スポーツ施設も多く、2012年のロンドン・オリンピックの開催前のトレーニング会場として最適であり、その経済効果が期待できるので、行政と民間部門と共同で開催会場の整備と勧誘が必要である(East Midlands Development Agency, 2005)。

## 2. 地域空間戦略における観光開発指針

2005年に刊行されたRSS8では、観光開発に関して、PPG21との整合性が図られており、第4章「プライオリティ・トピック」の4.2「経済と再生のための地域プライオリティ」の政策25「観光のための地域プライオリティ」でツーリズムのことを扱っている。そこでは、経済的利益を最大にする一方で、環境とアメニティに対する悪影響を最小化するために、以下のことを行うことが示されている。

すなわち、集積のためのインフラストラクチャに余裕のある観光地に観光施設を集積させること、既存の施設とサービスの質の改良、公共交通による近接性を改良することである。また、政策27においてサステイナブルな開発により地域の自然・文化遺産を保護することを述べており、さらに、政策31において特に歴史的環境が経済的開発・地域再生・観光開発に重大な寄与をすることが強調されている。上述のように、イースト・ミッドランズ地域では農村部の観光が主体であるが、この政策の項目では、歴史的環境が経済的利益につながる例として、ノッティンガム市中心市街地のレースマーケット(Lace Market)の再生事例が示されている。レースマーケットは保全エリアに指定されており、登録建造物も多い<sup>1)</sup>。しかし、上述のように、ノッティンガム市の中心市街地は成長と再生が優先される場所であるので、開発は歴史的環境の微妙な変化を管理し、その地域の特色を明瞭にするために特別な注意が必要であることが、政策31で示される。そのための方策として、以下のことが示されている。

- ・歴史的・文化的遺産を確認する。
- ・景観landscapeとタウンスケープの変化に寄与するために地域の特徴を理解する。
- ・歴史的・建築的に重要な建造物を再利用・再生することを促進し、それらを再生計画に組み込む。
- ・ローカルな建築材料の利用を奨励する。
- ・歴史的関心のある場所の可能性を引き出すために、また既存の観光施設を改良するための機会を認識する。

また、ノッティンガム大都市圏は国家的・国際的なスポーツ施設、種々の文化施設が立地し、それも観光

客を吸引する施設である。ノッティンガム大都市圏のスポーツ施設は、2012年のロンドン・オリンピックで活躍できる可能性があることを示している。

## IV. ノッティンガム市の観光戦略

### 1. 観光の経済的振興に関する指針

前述したように、ノッティンガム市を含むイースト・ミッドランズ地域では、どちらかというとも農村観光が主体である。その中で、ノッティンガム市は最大の都市として、市民の日常生活の核、行政・ビジネスの核、アーバン・ツーリズムの核としての地位を持つ。以下では、ノッティンガム市の中心市街地に関するツーリズム計画に関する指針を検討する。ノッティンガム市は、ツーリズムに関する特別な開発指針を発行していない。ノッティンガム市の土地利用計画に関する指針である開発計画は、2005年に発行されたローカルプランである (Nottingham City Council, 2005a)。ローカルプランでは第6章が「リクリエーションとレジャー」であるが、ツーリズムの項目はない。リクリエーションとレジャーの章では、オープン・スペースとスポーツ・レジャー・歓楽・芸術施設が取り扱われている。以下では、中心市街地に関するツーリズム施設に関する指針の内容を示すこととする。

ノッティンガム市では1991年から1998年までに従業者数が15万3000人から18万人に増加したが、それは製造業の衰退をサービス業の成長が補ったからである。このように、ノッティンガム市は製造業を主体とする経済からサービス業主体の経済に積極的に移行しつつあり、観光はサービス経済化への重要な要素であることがローカルプランで認識されている。

ノッティンガム市は買物都市として有名で、買物目的地としてのランクは、ロンドンのウェスト・エンド、グラスゴー、バーミンガム、マンチェスターに次ぐUK全体で第5位の地位にあるとの評価がある (Nottingham City Council, 2007a)。年間2,500万人の買物客が来訪し、国際的な展開をするチェーン店も多い。ノッティンガム市中心市街地の店舗数と床面積の変化を示したのが、表2である。ノッティンガム市の中心市街地の総店舗数は2003/04年まで増加していたが、2007年になると減少した。しかし、床面積は着実に増加しており、中心市街地で店舗の大型化が進展している。次に、中心市街地では最寄品店の数はごくわずかである。なお、小売店舗数は2000年以降減少傾向にあり、サービス業（サービス業には、美容院・クリーニングなどの個人サービス業、銀行などの金融機関、飲食店が含まれる）が増加している。ノッティンガム市の空き店舗数の割合は16.7%であり、イギリス全体の10.1%と比較すると高いが、大都市であるバーミンガム（18.1%）やマンチェスター（19.6%）の中心市街地と比べると低い (Nottingham City Centre, 2007)。

表2 ノッティンガム市中心市街地の店舗数と床面積の変化

	1998/99年	2000/01年	2003/04年	2007年
最寄品店	81	71	72	78
買回品店	583	602	588	529
サービス店	272	294	318	322
その他・空き店舗	190	181	176	209
総店舗数	1126	1148	1154	1138
総床面積 (m <sup>2</sup> )	—	247,000	248,200	259,600

※地上階レベルのみ

出所：City of Nottingham (2000) "City centre performance indicators". City of Nottingham.  
 City of Nottingham (2001) "Nottingham city centre performance report". City of Nottingham.  
 Nottingham City Council (2005b) "Nottingham city centre performance report appendix retail", [http://www.nottinghamcity.gov.uk/performance\\_report\\_2005-2.pdf](http://www.nottinghamcity.gov.uk/performance_report_2005-2.pdf) 閲覧2006年4月6日。  
 Nottingham City Council (2007b) "Nottingham city centre performance report appendix retail", [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd\\_city\\_centre\\_management/cd\\_ccm\\_performance.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd_city_centre_management/cd_ccm_performance.htm) 閲覧2008年5月14日。

買物を楽しむことに加えて、スタイリッシュなバーとレストランがノッティンガム市のシティセンターでは豊富にある。シティセンター来訪者の支出先としてもっとも高いのが衣料品の買物であり、テイクアウトと外食が次ぐ。レジャー・歓楽支出は11%にすぎない(Nottingham City Centre, 2007)。ノッティンガム市の中心市街地は、1990年代半ば以来レジャーと歓楽産業の立地ブームがあった。パブ、クラブ、バー、レストラン、ホテル、コンサートホール、国立アイスセンターの開業により、観光客に関する来訪圏は拡大した(City Centre management, 2004)。

ローカルプランでは、中心市街地で、住宅施設、交通施設、ビジネス機能などを充実すると同様に、良質の小売店、レジャー施設、観光施設を強化することが目標の一つである。特に、新規レジャーと観光開発にとって中心市街地は最適な場所であり、それが観光客にとって魅力的なものとするようになる。レジャー・観光施設には、ノッティンガム城のような歴史的遺産、博物館、図書館、美術館のような公共施設と公園・緑地、スポーツ施設、小売店・飲食店、ホテル、会議場など多岐にわたる分野の施設が含まれ、また、歴史的景観の保全、交通機関の整備も観光施設立地計画には重要な役割を果たす。そのため、中心市街地における観光施設の開発に関しては、ローカルプランのほぼすべての部分で言及されているといっても過言ではない。

中心市街地では開発場所が限定されているので、新規建築物と土地利用の転用は中心市街地に適切な密度で有効に土地を利用するべきである。また、ビジネス、住宅、その他の機能が混在する混合利用が促進される。混合利用は、通勤や買物流動を減少させるためにも有効であり、サステイナブルな開発目標に適合するからである。しかし、地上階レベルでは、事業所の立地を優先し、特に、中心商店街に指定されたエリアでは、地上階における店舗の連続性を保つことが必要となる。

現在、ノッティンガム中心市街地では、レジャー施設、ホテル、美術館などの公共施設が立地し(図1)、中心部を南北に走るトラムの路線がある。中心市街地のほぼ中央部に位置する市役所は、地上階部分が高級ファッション商品を扱う専門店が入居するショッピングセンター(エクステンジ・アーケード)であり、その前にあるオールド・マーケット・スクエアは青空市などの催事場としての機能を有し、2007年に再開された。オールド・マーケット・スクエアでは良質の食料品市場と不定期の戶外アトラクションが開催され、クリスマスには、イギリスで最大の屋外アイスリンクと、ドイツクリスマス市場が開催される。オールド・マーケット・スクエアの周辺には百貨店やショッピングセンターが立地する。また、中心市街地の北縁辺部に位置するビクトリア・ショッピングセンターとオールド・マーケット・スクエアの間にはファッション商品を販売するナショナル・チェーンの専門店(例えば、Primax, Miss Selfridge, Asprectなど)が立地する。ビクトリア・ショッピングセンターからエクステンジ・アーケードを経て、ブロードマーシュ・ショッピングセンターに至る街路が主要な買物街であり、それらの街路の多くは歩行者専用道路である。なお、ブロードマーシュ・ショッピングセンター内には、ノッティンガム洞窟がある。

さらに、歴史的建造物ばかりではなく、中心市街地の東部には、国立アイスセンターが2000年に開業した。これはオリンピック規模のアイスリンクを有し、1万人収容のコンサートの会場でもある。2002年にはアイス・センターにロイヤル・シートが設定された。また、中心市街地に北部のビクトリア・ショッピングセンターに隣接して、14スクリーンを持つ映画館とカジノ・飲食店の複合ビルであるコーナーハウスと、ロイヤル・コンサート・ホールがある。中心市街地では全域に多くの主要ホテル、カジノ、映画館が立地する。宿泊施設に関しては、2005年に、ホテルは1,836室あるが、最大のホテルでも264室のみである(Nottingham City Council, 2005b)。

また、前述のようにノッティンガム市の中心市街地の多くは歴史的景観が卓越する保全エリアに指定されており、グレードIの登録建造物に、ノッティンガム城と2ヶ所の教会が指定されている。ノッティンガム城には博物館と美術館がある。城の近隣にはイングランド最古のインといわれるオールド・トリップ・トゥ・ジェルーサレムと、ロビンフッド物語館、生活博物館がある。次に、保全エリアに指定されている中心市街地南東部のレースマーケットではビクトリア期以前の建物が集積する。レースマーケットでは、レースマーケット劇場やレースマーケットセンター、法博物館のような劇場や博物館があり、ビクトリア期以前の歴史的建造物も多い。さらに、2008年には現代アート美術館(CCAN)が開業する予定である。





図1 ノッティンガム市中心市街地における観光施設の分布 (2008年)

出所：筆者作成

このように、ノッティンガム市の中心市街地は観光資源に非常に恵まれており、その整備と新規資源の開発に力を注いでいる。

## 2. 歴史的景観と観光政策

また、ノッティンガム市のシティセンターでは19世紀以前からの街路形態、建造物が多数残っている。ノッティンガム市のグレードIの登録建造物9の内、中心市街地には6つの建造物があるが、その多くはノッティンガム城にある。また、中心市街地は全体的に保全エリアに指定されており、保全地区は30地区ある。

歴史的環境を保護すると同時に、買物街としての景観を保護するために、ノッティンガム市では、以下の政策が設定されている。第1に、ローカルプランでは、中心市街地内に中心商店街 (primary shopping frontage) が設定されている。中心商店街として設定されている街路沿いの地上階部分では、店舗ファサードの連続性を保つために、小売店からサービス業など他の土地利用への転換は原則として認められていない。

第2に、ノッティンガム市では、街路パターン、屋外広告、街路景観の重要な要素である店舗のファサードと間口のデザインなどを含むショップフロントに関して、ローカルプランとは別に補完的計画指針が発行され、開発許可の基準、望ましいデザインなどが示されている (City of Nottingham, 1995)。この政策では、屋外広告が周囲の景観と調和するべきであることと、屋上の広告は許されないことなどが示される。この規定は、ノッティンガム市全域に妥当するが、特に登録建築物と保全エリアでは、高度な基準が設定される。さらに、店舗の外観は、規模、デザイン、材料などに関して周辺環境への配慮がされるべきであることが示される。シャッターの設置に関しては、登録建築物では許可されず、中心商店街と保全エリアでは、ショップフロントの景観をそれほど阻害しない格子状のシャッターは許可されるが、ショップフロントを全面的に覆うローラータイプのシャッターは許可されない。

ショップフロントに関しては、以下のことが規定されている。まず、ノッティンガム中心市街地が観光客と消費者を吸引するためには、ショップフロントと広告のデザインに関するイメージを向上し、全ての人のための近接性を向上することが必要であることが示される (City of Nottingham, 1995)。基本的に、ショップフロントを改変する場合に計画許可が必要であり、この指針では、景観を保持するため、伝統的景観を保持するため、全ての人のアクセスを向上するため、およびセキュリティのために、ショップフロントと広告と看板などの規模、位置、色彩、材料などに関して、好ましいデザインとそうでないものを詳細に規定している (図2)。

また、中心市街地では、歴史的建造物ばかりではなく、街路形態、道路の材料など街そのものの歴史的景観を保全するべきであるとの考えから、小規模な街路パターンを破壊する、大規模開発は避けるべきとされる。



図2 ショップフロントの悪い例とよい例

出所：City of Nottingham (1995) "Shopfront design guide". [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/planning/cd\\_planning-nottinghamcityplanningguidance/cd\\_planning-supplementaryplanningguidance.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/planning/cd_planning-nottinghamcityplanningguidance/cd_planning-supplementaryplanningguidance.htm) 閲覧2006年4月5日。

中心商店街にある店舗の多くは保全エリアに立地しており、歴史的建造物を利用している例も多い。例えば、オールド・オールド・マーケット・スクエアに隣接するディベナム百貨店は、複数の歴史的建物を店舗として利用している。そのため、美しい伝統的な形態のショップフロントを有するが、建物の総床面積 (18,595m<sup>2</sup>) に占める店舗面積 (8,933m<sup>2</sup>) の割合は48%ほどにすぎない (Nottingham City Council and Nottingham County Council, 2002)。ディベナム百貨店は複数の建物を利用しており、内部は段差や柱が多い。また、中心市街地における小売業者に対する調査では、400の小売業者の内300業者以上が1,000平方フィート以上の広さの店舗を必要としていたが、2006年でその規模以上の店舗は40店舗未満しかなかった (Nottingham City Council, 2006a)。近代的な小売企業にとって、歴史的建築物は、効率的な経営に向いているとはいえない。

### 3. 夕刻・夜間経済と観光政策

ノッティンガム市中心市街地のナイトライフは充実しており、350店のパブとバー、クラブ、レストランと他のレジャー施設があり、それらは1万人以上の収容能力を持つ ([http://www.nottinghamcity.gov.uk/news\\_page/noticenottinghamhome/psct\\_archive/psct\\_painting\\_the\\_picture/psct\\_nottingham\\_nightlife.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/news_page/noticenottinghamhome/psct_archive/psct_painting_the_picture/psct_nottingham_nightlife.htm))。自家用車に依存する郊外の大規模ショッピングセンターと中心市街地とを差別化する一つ的手段として、アルコールを含む飲食と歓楽施設の集積は有効である。また、中心市街地北部には2万5000人の学生を擁するノッティンガム・トレント大学があり、学生の夜間の娯楽を提供するためにも夕刻と夜間経済 (evening and late night economy) の充実が必要である。しかし、夜間経済は特に若年層と単身者に依存し、彼らと高齢者と家族連れとの間のバランスをとることが問題となり、さらに、夜間経済利用者と住民との軋轢をいかに回避するか、そのことが問題となる。夜間経済の振興と、飲酒とそれにもなう住民との軋轢を回避するためにノッティンガム市では、ローカルプランとは別に夜間経済のための戦略を示している。その中で、特に営業免許が必要な飲食店と歓楽施設に関しては、ノッティンガム市は慎重な取り扱いをしている (City Centre Management, 2004)。

ローカルプランでは、レストラン、パブ、カフェ、ワインバー、カフェバー、スナックバー、ホット・フード・テイクアウトとナイトクラブが示されており、それらが中心市街地を魅力的にすることに寄与することが認められている。しかし、それらが深夜営業をすることによる近隣への悪影響、テイクアウト店舗の悪臭や利用者の不法駐車による悪影響が懸念される。それらの店舗は中心市街地では原則として営業時間の制限がないが、レースマーケットのように住宅が多いエリアでは、営業時間を規制する必要がある。また、中心市街地では、1000人以上の収容能力のある酒類を販売する飲食店とナイトクラブの店舗数が充分充足されており、さらなる新規立地を許可する際には、慎重に扱われる必要がある。

ノッティンガム市の戦略では、夜間における飲酒によるトラブルや犯罪と、若者に偏向した現在の夜間経済の問題点を指摘した。それを解決するために、監視カメラの導入、法令の改正による規制、文化とレジャーツーリズムとのバランスをとることにより、ファミリー観光客と若者・好例の単身者の観光客とのバランスをとる必要があることが指摘された。

イングランドでは、2003年に飲食店の深夜営業と酒類販売に関する免許法 (Licensing Act 2003) が改正され、さらに2005年にはギャンブル法 (Gambling Act 2005) が改正された (施行は2007年)。免許法では、犯罪と無秩序の防止、公共の安全の管理、公共の妨害を防ぎ、子どもを害から守ることが目標に掲げられ、それを実現するための政策を作成することが市町村の義務とされた。ノッティンガム市は2007年に「免許政策に関する声明 (Statement of Licensing Policy)」を刊行した (Nottingham City Council, 2007c)。この声明では、以下のことが目標として示されている。すなわち、1) 歓楽施設の多様性を促進する、2) 公衆トイレなど公共施設の改良、3) 深夜の需要に対応する公共交通の利便性、4) 法律と教育イニシアティブによるアルコール関係の犯罪と健康問題への取り組みである。次に、イギリス政府のギャンブル法改正は規制緩和と評価されているが (岡久、2006)、ノッティンガム市は2006年に新規カジノ免許を発行しないことを宣言した (Nottingham City Council, 2006b)。この決議は2007年のギャンブル法が施行された際に有効となった。2008年現在、ノッティンガム市の中心市街地には主要なカジノとビンゴが5店舗立地し、そのうち2店舗が2007年に開業したものである。それらは洗練されたレストラン、バー、ライブハウスも有する (Nottingham City Centre 2007d)。

さらに、2007年にはノッティンガム市では中心商業地にビジネス改良地区 (business improvement district, BID) が設定されることが決定され、それによりCCTVの設置などによりシティセンターの安全を向上することが決定された (<http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/business/licensed-economy-bid.htm>)。ノッティンガム市のBIDは、そのエリア内の酒類販売免許を持つ深夜営業の事業所のみを対象とする、夜間経済を促進することに特化したユニークなBIDである。ノッティンガム市中心市街地では、今後BIDにより夕刻・夜間経済の整備が行われることになる。

なお、中心市街地の外周部には、市営の立体駐車場が配置されており、自家用車利用者の便宜にも応えて

いる。それらの駐車場では、夜間に中心市街地に車で来訪する顧客のために、特別な駐車場料金体系が設定される(Car Parks - price guide [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/visitor/car\\_parks.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/visitor/car_parks.htm) 2008.9.12)。通常の駐車場利用料金は1時間で1.3~1.5ポンドであるが、夕方5時以降翌朝までの駐車料金は2.20ポンドから利用できるのである。

## V. おわりに

本稿では、イギリス、イングランドにおける観光政策の体系とノッティンガム市の観光政策の概要を示した。本稿で示したことは以下のとおりである。

イギリスでは日本と同様に観光の国際収支が赤字であるが、観光産業を、市街地の衰退地域の再生のために有効な対象として位置づけ、産業振興に関する指針と、産業を実際に空間的に配置する土地利用計画の指針の二つの面から中央政府の指針が作成される。観光施設の開発に許可を与える基準となり、観光施設の配置を規定するのは、土地利用計画に関するイングランド政府の指針である。それら国家の政策枠組に従って、地域レベルと市町村レベルでそれぞれのツーリズム産業に関する指針が作成される。さらに、国家、地域、市町村の各段階で、民間・非営利組織がツーリズム産業の育成に深く関わっているのである。

イングランド国家レベルでは、観光産業の振興を文化・メディア・スポーツ省が行い、観光施設の立地計画に関してはコミュニティと地方政府省が管轄する。文化・メディア・スポーツ省の指針ではサステナブルな開発の原理に基づいて革新的で効率的な観光産業の育成と、良質の観光産業従事者の育成が図られる。一方、コミュニティと地方政府省の指針では、サステナブルな開発の原理に基づき、地域政府と市町村はそれぞれのエリア内の観光施設の配置計画を作成し、それぞれの計画に整合性があることが要求される。それにより、各市町村の観光開発計画を広域的な観点から調整することが可能になる。

イースト・ミッドランズ地域では、政府と同様に経済振興の観点からと土地利用配置の観点の双方から、観光施設の開発指針が作成されている。それらの指針では、イースト・ミッドランズ地域は主として農村観光が主体であるので、都市観光の振興の必要性が示されている。特に歴史的景観が都市観光の資源であることが強調されており、それが都市の衰退地域の再生に寄与することが示される。さらに、地域内に豊富にあるスポーツ施設を活用して、2012年のロンドン・オリンピックの際に、トレーニング会場の誘致などの活動により経済的利益を高めることが指摘されている。

ノッティンガム市は製造業からサービス業主体の経済に転換することに成功したが、その中で観光産業が重要な役割を担った。ノッティンガム市の中心市街地は全国有数の買物中心地であり、歴史的資産や他の観光資源に恵まれている。ノッティンガム市の開発計画として位置づけられたローカルプランにおいて、観光開発に関する特別な章は設けていないが、複数の章で中心市街地の観光開発に関する指針が示されている。それによると、将来の観光需要を評価し、ホテルなどの観光産業の立地配置をノッティンガム市が主導することが示されている。すなわち、ホテルの立地場所、規模に関して主導権を持つのはノッティンガム市である。また、観光施設の立地に関しては、周辺環境への影響が吟味される。特に、歴史的景観を守るために、ショップフロントの形態、材質、シャッターなどに関して詳細な指針が作成されている。それにより、快適な買物環境と景観を守ることが意図されているのである。また、中心市街地を郊外ショッピングセンターと差別化する機能として、夕刻・夜間経済の活用が重視されている。そのために、夜間の駐車料金は安く設定されている。しかし、酒類販売と歓楽施設を、いかに住民との軋轢を起こさないように開発させるか、そのことが問題となる。それに関しては、2007年以降はBIDの主導により行われるようになった。BIDは中心市街地の酒類販売業者と夜間営業業者が主体となって運営することになる。

最後に、本稿ではノッティンガム市の観光に関する整備計画を概略したのみで、実際の観光の実態については触れなかった。この点に関しては、またの機会としたい。

【注】

- 1) イギリスでは、観光に関する4種類の主要統計がある。イギリス住民の宿泊をとまなうイギリス国内観光に関するUnited Kingdom Tourism Survey (UKTS) と、イギリス住民の宿泊をとまなわないレジャートリップに関するLeisure Day Visits Survey、イギリス住民と海外観光客のトリップに関するInternational Passenger Survey、宿泊施設に対する調査であるUnited Kingdom Occupancy Surveyである (Department for Culture, Media and Sport, 2004)。一般的に用いられる統計はUnited Kingdom Tourism Surveyであるが、日帰りのトリップはカバーされない。この調査はVisitBritain, VisitScotland, Northern Ireland Tourist Board, Visit Walesの共同によるものである (VisitBritain, VisitScotland, Visit Wales and Northern Ireland Tourist Board, 2007)。この調査は1989年から始められ、2000-2003年に一時期電話調査に切り替えられたが、それ以外は自宅での直接インタビュー調査で、調査は1週間に約2,000人にインタビューし、年間総サンプルは約10万人である。また、2005年のみは5月以降のみしか調査されておらず、1-3月の間は調査されていない。そのため、United Kingdom Tourism surveyは、2005年以前と以降で比較する際に注意が必要である。
- 2) なお、日本では日本人による海外旅行支出が269億ドル、外国観光客による日本での支出が85億ドルのみであり、日本の旅行消費額のうち、外国人観光客の占める割合は5.8%にすぎない。
- 3) 後述する1992年に計画政策指針21 (PPG21) が刊行された段階では、観光を取り扱う部局は国家遺産省 (Secretary of State for National Heritage) であったが、1997年に文化・メディア・スポーツ省に再編された (Cullingworth and Nadin, 2006)。
- 4) イングランドで土地利用計画を管轄する部局は、1990年代以降のように変化した。すなわち、1997年までは環境省 (Department for the Environment)、1997-2000年までは環境・交通・地域省 (Department for Environment, Transport and the Regions)、2000-2002年までは交通・地方政府・地域省 (Department of Transport, Local Government and the Regions)、2002-2006年間は副首相府 (the Office of the Deputy Prime Minister) であり、2006年にコミュニティと地方政府省が設立されたのである (Cullingworth and Nadin, 2006)。
- 5) イングランドでは、2004年の「計画と強制収用法」において、市町村の作成する開発計画がローカルプランからローカル開発文書 (Local development documents) に変更された。しかし、後述するノッティンガム市では新たなローカル開発文書を作成中であり、現在のノッティンガム市の開発計画はローカルプランである (根田, 2006)。なお、ノッティンガム市のローカルプランは、イースト・ミッドランズ地域の地域空間戦略のみではなく、地域と市町村の間にある自治体であるノッティンガムシャーカウンティの開発計画 (基本計画) と整合性がある必要があるが、基本計画は2004年の計画と強制収用法において開発計画から除外されたので、本稿では触れない。なお、地域空間戦略は、2004年の計画と強制収用法で開発計画として位置づけられたもので、それ以前は地域計画指針 (Regional planning guidance, RGP) と呼称され、開発計画の地位になかった。
- 6) 連続的アプローチでは、センター外の開発申請に際して、以下のプロセスを経ることが必要とされる (Office of the Deputy Prime Minister (2005): Planning policy statement 6: planning for town centres.)。まず、申請者がその開発の必要性を示す必要がある。その必要性が確認できた場合、以下の場所で適切な立地場所が確保できないことを示す必要がある。それは、第1にシティセンターかタウンセンター、第2にその縁辺部 (センター核心部から徒歩で容易に行ける範囲でおおよそ200-300m以内)、第3にディストリクトセンターとローカルセンターである。なお、センター外でも、複数の交通機関とのアクセスがあるか、将来あることが必要とされる。
- 7) 保全エリア (conservation area) は、その歴史的環境を保存するか改良することが望ましい、特別な建築的もしくは歴史的重要性がある特徴もしくは外観を有するエリアとして定義される (Department of the Environment, 1994)。登録建築物 (listed building) は、特別な建築的もしくは歴史的重要性を持つ建築物として、イングランド政府により登録された建築物である。登録建築物に指定されると、その建物の歴史的・建築的重要性を損なう可能性がある作業、その建物の破壊・改装・拡張など建物の特徴に影響を与える作業は、外装であれ内装であれ、市町村による特別な許可 (登録建築物同意) が必要となる。なお、特に重要な登録建造物は、グレードIに指定されるが、グレードIに指定される建造物は、イングランドの登録建造物の2%にすぎない (English Heritage, 2004)。レースマーケットには、グレードIの登録建造物である聖マリー教会が立地する。



- nav.1447 閲覧2006年5月23日。
- English Heritage (2004) “*Heritage counts 2004: the state of England's historic environment*”, [http://www.english-heritage.org.uk/heritagecounts\\_old/2004\\_pdfs/heritagecounts2005\\_section3.pdf](http://www.english-heritage.org.uk/heritagecounts_old/2004_pdfs/heritagecounts2005_section3.pdf) 閲覧2007年2月8日
- Government Office for the East Midlands (2005) “*Regional spatial strategy for the East Midlands (RSS8)*”, <http://www.goem.gov.uk/goem/psc/suscom/rss/> 閲覧2005年11月11日。
- Nottingham City Council (2005a) “*Nottingham local plan*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/planning/planning-policy/cd\\_local\\_plan.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/planning/planning-policy/cd_local_plan.htm) 閲覧2007年7月27日。
- Nottingham City Council (2005b) “*Nottingham city centre performance report appendix retail*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/performance\\_report\\_2005-2.pdf](http://www.nottinghamcity.gov.uk/performance_report_2005-2.pdf) 閲覧2006年4月6日。
- Nottingham City Council (2006a) “*City centre performance report 2006 appendix retail*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/cdcm\\_performance](http://www.nottinghamcity.gov.uk/cdcm_performance) 閲覧2008年5月14日。
- Nottingham City Council (2006b) “*Statement of gambling policy Gambling Act 2005*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/gambling\\_policy.pdf](http://www.nottinghamcity.gov.uk/gambling_policy.pdf) 閲覧2008年9月29日。
- Nottingham City Council (2007a): “*Nottingham city centre performance report 2007*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/cdcm\\_performance](http://www.nottinghamcity.gov.uk/cdcm_performance) 閲覧2008年5月14日。
- Nottingham City Council (2007b) “*Nottingham city centre performance report appendix retail*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd\\_city\\_centre\\_management/cdcm\\_performance.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd_city_centre_management/cdcm_performance.htm) 2008年5月14日閲覧。
- Nottingham City Council (2007c) “*Statement of Licensing Policy 2008-2011*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd\\_city\\_centre\\_management/cdcm\\_performance.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd_city_centre_management/cdcm_performance.htm) 閲覧2008年5月14日。
- Nottingham City Centre (2007d) “*City centre performance report 2007: appendix leisure, tourism and culture*”, [http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd\\_city\\_centre\\_management/cdcm\\_performance.htm](http://www.nottinghamcity.gov.uk/sitemap/services/environment/cd_city_centre_management/cdcm_performance.htm) 閲覧2008年5月14日。
- Office of the Deputy Prime Minister (2005) “*Planning policy statement 6: planning for town centres*”, The Stationery Office.
- VisitBritain (2007) “*VisitBritain Annual report and accounts for the year ended 31st March 2007*”, [http://www.culture.gov.uk/what\\_we\\_do/tourism/4249.aspx](http://www.culture.gov.uk/what_we_do/tourism/4249.aspx) 閲覧2008年8月30日。
- VisitBritain, VisitScotland, Visit Wales and Northern Ireland Tourist Board (2007) “*The UK tourist Statistics 2006*”, <http://www.tourismtrade.org.uk/MarketIntelligenceResearch/DomesticTourismStatistics/UKTS/UKTS.asp> 閲覧2008年8月30日。